

## 『日本評価研究』査読要領

(2021年4月12日編集委員会決定)

改正

2021年4月12日

2023年5月22日

2023年10月30日

(趣旨)

1. この要領は、『日本評価研究』における掲載論文等の審査及び査読（以下「審査等」という。）の手続きを明らかにすることを目的とする。

(審査等の目的)

2. 投稿論文等に対する審査等は、投稿論文等が『日本評価研究』に掲載されるものとして相応しいものであるか否かについての判定を行うことを目的として行う。なお、明らかに評価研究とは関係がなく、評価実践・評価システム・評価の実装・評価論理などの発展に寄与が少ないと判断される投稿論文等については、あるいは、著しく投稿要領に反する投稿論文等については審査等に入る前に編集委員長が掲載不可の判断を行うことがある。

(審査等の方法)

3. 編集委員長は担当編集委員を指名し、投稿論文等の審査等を依頼する。担当編集委員は2名の査読者を選定して査読を行い、査読結果を参考にしつつ判定案を作成する。編集委員長は、投稿論文等審査小委員会における査読結果及び判定案の審査を踏まえて、投稿論文等の採否を最終決定する。

4. 編集委員長は、担当編集委員に対しては投稿者名を明らかにして審査等を依頼し、査読者に対しては投稿者名を伏せて査読を依頼する。

5. 担当編集委員は、投稿論文等について、査読結果及び執筆要領に適切に対応しているか否かにかかる確認を行うとともに、査読結果及び執筆要領に適切に対応するための指導・助言等を行うことができる。

6. 編集委員長は、必要に応じて会員以外の者に査読を依頼することができる。会員以外の査読者に対しては、金7,000円を給する。また、編集委員長は、担当編集委員が選定する2名の査読者のほか、必要に応じて1名の査読者を追加することができる。

(査読の観点)

7. 審査等は、以下の(1)～(5)の観点に基づいて行う。

- (1) テーマの重要性・有用度
- (2) 研究の独自性
- (3) 論理の構成
- (4) 実証法・方法論の妥当性
- (5) 評価理論・実践への貢献

8. 査読者は査読の際、投稿論文等の種別に応じて以下点を重視する。

- ・ 「研究論文」の査読は、上記5項目のうち(1)～(5)の全ての項目を重視する。
- ・ 「総説」の査読は、上記5項目のうち特に(3)と(5)を重視する。

- ・ 「研究ノート」の査読は、上記5項目のうち特に(1)～(4)を重視する。
- ・ 「実践報告・調査報告」の査読は、上記5項目のうち特に(1)(3)(5)を重視する。

(査読に際しての留意点)

9. 査読者は、評価学の発展を見据え、以下に掲げるような萌芽的な研究や発展が期待できる論文等については、人材育成の観点も交えつつ、掲載可能となるような方向で査読するよう努める。また、担当編集委員は執筆者に対し、積極的な助言を行う。

- ・ 検証は十分とはいえないが、学問的発展にとって有用である。
- ・ 考察は十分とはいえないが、新たな理論の形成・促進に有用である。
- ・ 調査は十分とはいえないが、研究の位置づけが明確である。
- ・ 比較は十分とはいえないが、適用例として意義がある。
- ・ 考察は十分とはいえないが、社会的歴史的に意義がある。
- ・ 考察は十分とはいえないが、社会活動として意義がある。
- ・ 構成・表現は適切ではないが、内容は評価できるものがある。
- ・ 論理性は十分とはいえないが、実務上の有用性がある。
- ・ その他、有意義な研究である。

10. 査読者は、投稿論文等が掲載に値しない水準のものである場合には掲載不可とする。掲載不可となる場合については以下のような理由が考えられる。

- ・ 問題意識や問題の設定が不明確である。
- ・ 基礎概念や分析枠組が不明確又は不適切である。
- ・ 論拠とするデータ等の信頼性が不十分である。
- ・ 論旨の明確さや論証の適切さが不十分である。
- ・ 構成・表記が不適切又は整合性がとれていない。

なお、担当編集委員は、執筆者に対し、単に掲載不可の判断を示すのみならず、なぜ掲載不可となったのか、どのような改善を行えば掲載可となるのかという点について、投稿者に対してできる限り丁寧な説明を行う。

(審査結果)

11. (1) 査読時の掲載可否判断の項目は、以下の4種類とする。

- A: 【投稿者が申請した種別】で掲載可とする(ただし、編集委員会から指摘事項がある場合には、それへの対応を条件とする)。
- B: 指摘事項への対応を再査読で確認の上、【投稿者が申請した種別】で掲載可否を再検討する。
- C: 指摘事項への対応を再査読で確認の上、【投稿者が申請した種別以外】で掲載可否を再検討する。
- D: 掲載不可とする。

(2) 再査読時の掲載可否判断の項目は、以下の2種類とする。再査読に当たっては、査読者にも意見を照会することができる。

- A: 【編集委員長が査読時に指定した種別】で掲載可とする(ただし、編集委員会から指摘事項がある場合には、それへの対応を条件とする)。

D：掲載不可とする。

(査読者証明の発行)

12. 本要領に沿って査読を完遂した査読者に、編集委員長は、査読のダブル・ブラインド制に差し支えない方法で、査読者証明を発行することができる。